

令和4年度第4回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年12月6日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 4 年 1 2 月 6 日		午 前 1 0 時 0 0 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 4 年 1 2 月 6 日		午 前 1 1 時 5 7 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番		林 田 俊 策	12番		落 合 健 治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課	松 山 文 子		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第12号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第27号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第28号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第29号	多良木町学校給食費条例を定めることについて
議案第30号	多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第31号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第32号	多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第33号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第34号	多良木町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第35号	多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第36号	多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第37号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第39号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第40号	多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第41号	多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第42号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第43号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第44号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 4 年度第 4 回多良木町議会（12 月定例会議）を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番（村山昇君） おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 4 年 11 月 30 日及び本日 12 月 6 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 4 年度第 4 回多良木町議会（12 月定例会議）の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 12 月 6 日から 12 月 13 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 12 号について報告を受けたあと、日程第 5、議案第 27 号から日程第 22、議案第 44 号につきましては、本日説明のみとし、12 月 12 日に審議・採決をお願いいたします。

12 月 12 日及び 13 日は、一般質問を行います。今回、5 名の方より通告がっております。配付データのと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 2 件の提出がっております。1 件は、配付しております陳情・要望文書表のとおり関係常任委員会へ付託、1 件は議長預かりといたしました。

12 月 13 日の議会最終日には、議員発議による条例改正案 2 件の審議・採決をお願いいたします。

本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際もマスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いし、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

また、本定例会議においても、報告及び議案説明並びにそれらに対する質疑への答弁に関する執行部対応につきましては、スムーズな議事運営の観点から、議員同様、自席での対応とすることにいたしました。

以上、慎重審議いたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

これで報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（高橋裕子さん） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり多良木町監査委員から、地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者の監査結果及び令和4年度定期監査の結果に関する報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されております。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構から、令和2年度事業報告書及び決算報告書、令和3年度事業計画書、事業報告書及び決算報告書並びに令和4年度事業計画書が議会に提出されておりますので、併せて報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、令和4年第4回の球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告を行います。

まず令和4年度第4回定例会は12月2日金曜日に招集し、会期は1日とし、午前10時開会、休息等をはさみ午前11時30分に閉会されました。

一般質問は1件、議案が3件。規約の一部変更と令和4年度補正予算2件です。

慎重審議の結果、全員ずれも原案どおり可決しました。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組規約の一部変更については、構成団体の脱退に伴うもので、規約の一部変更をお願いするものでございました。

議案第12号、令和4年度公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算については、当初予算との人員調整、人事院勧告に伴う給与改定などの給与費、職員被服費、人材紹介コンサルティングなど5,941万8,000円の減額補正でした。

議案第13号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）については、当初予算との人員調整や職員の退職に伴う給与費の減、人事院勧告に伴う給与改定などの一般管理費の計上が主なもので、238万9,000円の減額の補正を行うものでした。

なお、一般質問は多良木町選出の久保田議員から、コロナ対応の現状と対策について、マイナンバー保険証について、医師の時間外について問われました。

もう一つ、これタブレットにないんですが、重要なので、これだけ一応報告しときます。病院の残高といいますと、基金の残高ですね、これちょっと簡単にご報告させていただきます。病院事業が、病院事業、これが19億500万円。老健が7億5,500万円と、健診事業が2億7,200万円、合計の29億3,200万が11月の20日付けで残高であります。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団の報告は終わりますが、病院団の議員であります中村議員、林田議員、私、久保田議員、それとあとは源嶋たまみ議員に、何か質問があれば、丁寧にお答えしますので、どうぞよろしく申し上げます。以上終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、12番落合健治さん。

○12番（落合健治君） おはようございます。それでは、行政報告の方をさせていただきますと思います。

令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催され、会期の決定では、11月25

日に開会し、12月23日を閉会する29日間とし、11月26日から12月22日までを休会とすることに決定しました。

行政報告では、定例理事会における主な審議等について報告がありました。

認定第1号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員会が設置され、同委員会委員長から認定すると報告があり、審議採決を行い、原案のとおり認定されました。

議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第16号、一般会計補正予算。議案第17号、熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について。この3件では、一括し提案理由の説明を受け、15号及び16号については執行部の補足説明を受けた後、質疑採決を行い、原案のとおり可決されました。

12月23日の議事日程については一般質問を行い、次に17号について執行部の補足説明の後、審議採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り閉会することとし、定例会1日目を散会しました。

なお、定例会散会後に全員協議会が開かれ、執行部から葬斎場関係の報告と本組合議会議員定数についての協議がありました。議員定数については、議会運営委員会委員長から調査に関する中間報告があり、報告の議員定数削減案のとおり構成市町村議会にご検討をお願いすることに決定しました。

以上、行政組合の会議結果について報告いたします。

なお、詳しく知りたい方は、広域行政組合の議員3名の方にお尋ねください。

では、これで報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） おはようございます。令和4年第2回上球磨消防組合議会の報告を申し上げます。

議会は令和4年12月1日木曜日、午後3時30分より上球磨消防組合会議室にて行われました。

会期の決定につきましては、令和4年12月1日の1日に決定し、承認第1号、専決処分の承認について。令和4年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決されました。

認定第1号、令和3年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、いろいろ審議いたしましたが、これも全会一致で原案のとおり認定を受けました。

議案の第9号から12号までにつきましては、いわゆる規約の一部改正、それから条例の一部改正についてでございますが、議案第9号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。議案第10号、上球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正。議案第11号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第12号、上球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について。4議案とも全会一致で可決されました。

議案第13号、令和4年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）についても慎重審議され、全会一致で可決をしております。

内容については抄録のとおりでございますので、これをご覧いただきたいと思っております。

日程第10の一般質問があったわけでございますが、これ通告をされておりました3番の猪原議員より一般質問の通告がなされておりましたが、会議規則第60条第4項の規定により、一般質問については終了いたしました。これについては本人欠席のためにですね、そういうような規定が設けられておりますので、一般質問についてはございませんでした。

以上、報告を終わります。何かわからない点がございましたら、私の方へ申出をいただければ説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。これで報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、配付しております陳情・要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び94条の規定により、受理番号3、多良木町立多良木学園の民営化に伴う要望書は、厚生建設文教常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは私の方から、令和4年度第4回多良木町議会（12月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、地方自治法第180条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定に基づき専決処分をさせていただきました令和4年度一般会計補正予算（第4号）の報告が1件、それから同文議決の議案といたしまして、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更が1件、条例等の議案といたしまして、公の施設における指定管理の指定が1件、多良木町学校給食費条例の制定、その他条例の一部を改正する条例が合わせて13件でございます。

それから令和4年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして3件です。以上全部で19件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第4 「報告第12号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第4、報告第12号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第12号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第2号、1、専決処分した事件、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第4号）、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策及び災害対策に関する予算措置の必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により専決処分したものでございます。令和4年10月14日に専決処分をいたしております。

次のページに補正予算書をつけております。令和4年度多良木町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,148万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,532万

3,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正を行っております。

内容につきまして、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。主な内容につきましては、台風14号による災害対策、新型コロナウイルス感染症対策関係予算の追加でございます。

第2表の地方債の補正の変更でございますが、起債の目的の6、災害復旧事業債で限度額の補正後を1億7,290万円、6,430万円を追加するものでございます。主な内容につきましては、台風14号による災害復旧事業の追加でございます。

次に事項別明細書の主なものをご説明いたします。まず歳入でございますが、款14、項2、目1、節1、総務費補助金で4,871万1,000円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金対応分を追加したものでございます。

款14、項2、目2、節3、社会福祉費補助金で6,487万8,000円。価格高騰緊急支援給付金関係補助金を追加いたしております。

款14、項2、目3、節1、保健衛生費補助金で127万5,000円です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を追加いたしております。

款15、項1、目1、節7、災害救助費県負担金で51万2,000円です。台風14号災害分として追加いたしております。

款19、項1、目1、節1、繰越金で6,181万3,000円です。今回補正の一般財源として追加をいたしております。

款21、項1、目8、災害復旧債6,430万円です。各節、説明欄のとおり、台風14号災害分として追加をいたしております。

次に歳出でございます。款2、項1、目11、交通安全対策費、節10、需用費で49万2,000円です。台風14号によりますカーブミラー等の修繕料を追加いたしております。

款2、項1、目20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で9,111万9,000円を追加いたしております。各節、説明欄のとおり、多良木町生活応援臨時給付金事業関係経費を追加しております。マイナンバーカードの取得及び口座登録を要件といたしまして、1人1万円を給付するものでございます。

款3、項1、目10、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で6,487万8,000円。各節、説明欄のとおり、価格高騰緊急支援給付金事業関係経費を追加いたしております。令和4年度の市町村民税非課税世帯が対象でございます。1世帯5万円、1,240世帯を想定いたしております。

款3、項3、目1、災害救助費、節3、職員手当等で50万6,000円でございます。超過勤務手当でございまして、台風14号に伴います避難所運営職員分でございます。節12、委託料で82万5,000円です。災害廃棄物処理委託料で、台風14号に伴うものでございます。

款4、項1、目9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で節12、委託料で17万9,000円。ワクチン接種関連委託料で、電算システムの改修分でございます。節17、備品購入費で109万6,000円です。ワクチン接種用備品で接種会場用のストーブでございます。

款8、項1、目1、土木総務費、節18、負担金補助及び交付金で11万6,000円です。補助金といたしまして、交通等支障木伐採除去事業補助で、台風14号に伴うものでございます。

款8、項2、目2、道路維持費、節12、委託料で400万円でございます。町道点検補修業務委託料で、台風14号に伴う崩土や樹木の撤去清掃を追加いたしております。

款8、項4、目1、住宅管理費、節10、需用費120万円です。修繕料でございまして、台風14号に伴います雨漏り、設備損壊部分の修繕でございます。

款9、項1、目4、災害対策費、節3、職員手当等で45万円です。超過勤務手当で台風14

号に伴う対応職員分でございます。節 12、委託料で 36 万 9,000 円。風倒木伐採委託料で、無番地所在地の倒木処理分でございます。民家を破損したものでございます。節 18、負担金補助及び交付金で 60 万円です。補助金で、多良木町自然災害等による被害復旧事業補助で 4 件を想定いたしております。

款 11、項 1、目 1、農業用施設災害復旧費で 1,642 万円。款 11、項 1、目 2、林業用施設災害復旧費で 4,510 万円。款 11、項 2、目 1、公共土木施設災害復旧費で 1,410 万円。各目、節、説明欄のとおり、台風 14 号に伴います災害復旧関係経費を追加いたしております。

末尾の添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債調書を付けております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 今説明がありました補正予算の中ですね、15 ページになりますが、款 2、項 1、目 20 の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の節の 18、負担金補助及び交付金。

これには 8,900 万円が計上されて、今説明があったとおりにマイナンバーカードの取得及び口座登録を要件として 1 人 1 万円を給付するということでしたが、そこでですね、まず一つなんですが、現時点のマイナンバーカードの取得者及び取得率はどのようになっておりますか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

交付率でございますが、11 月 30 日現在で今日、県の方から報告なりがあったところでございますけれども、数字はですね、ここにちょっと持ってきておりませんので、後ほどといいますか今回、一般質問でもありますので、そちらの方でその交付率等については報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、国の平均交付率、それと県の平均交付率、いずれも多良木町は上回っております。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目なんですが、この予算はコロナの生活支援として、町民全体を対象としてと思うんですね。8,900 万というのはそういうことだと思うんですが。

例えばそのマイナンバーカードの取得を要件として。しかし何らかの事情や理由で申請できない人、あるいはしたくない人、そのような人については一体どのようにこの交付事業については対応されるのか、つまり給付対象から除外されるのかどうか。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきます。

今回の臨時交付金につきましては、ただいま久保田議員ご質問のとおりでございます。マイナンバーカードを取得して、かつ口座番号の登録をされた方が対象ということでございます。のとおりでございますので、マイナンバーカードを取得されなかったり、口座の登録をされなかったりされた場合については、今回、交付金の対象とはならないということでございます。

今回、この交付金、国の交付金を使って住民の方へ振り込みをさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、国からの指導もございまして、現金を交付する場合においては、一律にといたしますか全町民を対象にすると、この交付の対象とはならないということでございます。

全町民を対象に一律に交付ということになりますと、商品券であったりとか、即、消費喚起の方につながる施策で入れてれば、この該当はしないということでございまして、今回、本町におきましては、マイナンバーカードの推進ということも兼ねてこの事業を行いたいということでございましたので、そのような施策をとらせていただきたいということでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

3 番林田俊策さん。

○3 番（林田俊策君） 議案説明資料の 24 の 2、2 の 24 ですか。節 12、委託料、風倒木伐採委託料で、無番地所在の倒木処理、民家を破壊って書いてありますけども、一応、無番地ってことは、町の、いわゆる町有地ではない木が民家を破壊して、弾力的な措置をとられたのかなと思ってるんですけども、これをやる法的な根拠って言うのがですね、どういふふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、台風 14 号による倒木の伐採等に係る委託料となっております。

本来ですと、倒れた木の所有者により伐採等対応すべきところですが、今回の土地に関しましては無番地、番地がついてない土地となっております、所有者等も調べたところ、不明ということでございました。

この倒木につきましては、隣の住宅の屋根の方に倒れかかっておりまして、お住まいの方からも生活に支障を来すため、早急な撤去をお願いしたいという要望もありましたので町の方で対応したところでございます。

根拠ということでございますが、そちらまで特に調べてはおりません。以上です。

○3 番（林田俊策君） やられたこと自体はいいことだと思いますし、いいと思うんですけども、やっぱりこれ支障木ですね、予算の方から逆にしたほうがよかったのかなって思ったもんで質問させていただきました。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで、報告第 12 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）の報告を終わります。

これから上程します日程第 5、議案第 27 号から日程第 22、議案第 44 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7 日目の 12 月 12 日に審議・採決をお願いしたいと思います。

また、ここから先のタブレット操作は、シェアモードでお願いします。

日程第 5 「議案第 27 号」 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 5、議案第 27 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） 議案第 27 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとお

り変更するものでございます。

議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

主な内容でございますが、菊池環境保全組合の解散によりまして、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う規約変更の同文議決でございます。

新旧対照表の内容でございますが、改正前の別表第 1、組合を組織する地方公共団体及び別表第 2、組合の共同処理する事務中の「、菊池環境保全組合」を削るものでございます。

附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行されるものでございます。

以上で説明を終わります。

日程第 6 「議案第 28 号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、議案第 28 号、公の施設における指定管理者の指定について説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 28 号、公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地 (1) 名称 多良木町民体育館、所在地 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1467 番地 3。(2) 名称 多良木町武道館、所在地 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1471 番地 1。(3) 名称 多良木町多目的総合グラウンド、所在地 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1652 番地 1。2、指定管理者 名称 多良木町総合型地域スポーツクラブあいあいスポーツクラブたらぎ会長 源國光、住所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1467 番地 3。3、指定期間 令和 5 年 4 月の 1 日から令和 8 年 3 月の 31 日まででございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 7 「議案第 29 号」 多良木町学校給食費条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 7、議案第 29 号、多良木町学校給食費条例を定めることについて説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 29 号、多良木町学校給食費条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町学校給食費条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。

議案番号は第 29 号、議案名は多良木町学校給食費条例を定めることについてでございます。

主な内容につきましては、令和 5 年度からの学校給食費の公会計化に伴う条例の新規制定でございます。

多良木町学校給食費条例の内容は、第 1 条、趣旨を「この条例は、本町が教育行政の一環として実施する学校給食に要する経費の徴収に関し、必要な事項を定めるもの」と規定しています。

第 2 条、用語の定義を行い、第 3 条、学校給食費の徴収等、第 4 条、学校給食費の納付、第 5 条、督促及び遅延損害金、第 6 条、学校給食費の減免、第 7 条、規則への委任規定を定

めています。

附則としまして第1項、施行期日。令和5年4月の1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。第2項、準備行為。この条例に規定する学校給食費の徴収に関し必要な行為については、この条例の施行の前においても行うことができると規定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第8 「議案第30号」 多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第30号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては議案説明資料の方で行いますので、そちらをお願いいたします。

主な内容につきましては、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令等が改正され、選挙公営の限度額が上げられたことに伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容を表にいたしております。箇所、改正後、改正前という表示をいたしております。

まず第4条の選挙運動用自動車の使用の公営、第2号のア、自動車の借入でございますが、改正後を1万6,100円とするものです。イの燃料費の方を7,700円。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公営で、1枚当たりの単価を改正後7円73銭とするものです。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公営で、印刷費1枚当たりが改正後541円31銭、企画費が改正後31万6,250円とするものでございます。

附則といたしまして、第1項が施行期日で、公布の日でございます。第2項の経過措置で、改正条例施行後に告示される選挙から適用をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

日程第9 「議案第31号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第31号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第31号についてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で説明をいたします。

主な内容につきましては、令和4年人事院勧告が行われ、月例給について初任給及び若年層の月額を引上げ、勤勉手当を0.10月分引上げられ、令和4年4月1日からの実施に伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、まず多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で第1条関係でございます。第20条勤勉手当の第2項の第1号で、再任用職員以外の職員の100分の95を100分の105、プラス0.10月分で、1年分の改正。

第2号で再任用職員の100分の45を100分の50。プラス0.05月分で同じく1年分。別表第1で給料表の改正を行っております。

第2条関係でございますが、第20条の勤勉手当の第2項第1号で、再任用職員以外の職員の100分の105を100分の100。マイナス0.05月分ですが、先ほどの一部改正条例の第1条で1年分引上げた率を、半年分に戻すものでございます。

第2号の再任用職員の100分の50を100分の47.5。マイナス0.025月分で先ほどの第1号と同じ内容でございます。

次に多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、まず第3条関係でございますが、第5条、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等の第2項でございます。100分の162.5を100分の167.5。プラス0.05月分、1年分でございます。

別表第1の給料表の改正で、1号給のみプラス1,000円の改正を行っております。第4条関係でございます。

第5条の多良木町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等で、第2項の100分の167.5を100分の165。マイナス0.025月分で、一部改正条例、先ほどの第3条で1年分引上げた率を半年分に戻すものでございます。

附則といたしまして、第1条が施行期日等でございます。第1項で公布の日に施行しまして、第2条及び第4条の規定、期末手当率を半年分に改正するものは令和5年4月1日から施行。第2項で第1条及び第3条中の給料表の改正は、令和4年4月1日から適用。第3項で、第1条及び第3条中の勤勉手当率の改正は、令和4年12月1日から適用するものでございます。

第2条で給与の内払でございます。第1条及び第3条の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定でございます。

第3条は規則への委任でございます。施行に関する必要事項は規則で規定をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時51分休憩）

（午前11時00分開議）

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第10 | 「議案第32号」 | 多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第11 | 「議案第33号」 | 多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第12 | 「議案第34号」 | 多良木町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第13 | 「議案第35号」 | 多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 14 | 「議案第 36 号」 | 多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第 15 | 「議案第 37 号」 | 多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第 16 | 「議案第 38 号」 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第 17 | 「議案第 39 号」 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程第 10、議案第 32 号、多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてから、日程第 17、議案第 39 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてまでの 8 議案については関連がありますので、多良木町議会会議規則第 36 条の規定によって、一括議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 一括議題ということでございますので、内容の説明につきましては、議案説明資料のみで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第 32 号、多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

主な内容といたしましては、国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられることとされ、このことを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずるよう地方公務員法の一部を改正する法律が公布されました。

改正後におきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行され、職員の定年は、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで引き上げられること等に伴う一部改正でございます。

新たに規定されます主な内容といたしまして、まず 1 点目が役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入、役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職、役職定年年齢は 60 歳を基本とするものでございます。

2 点目に、定年前再任用短時間勤務制の導入、60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は 65 歳まで）とすることができる制度でございます。

3 点目に、情報提供・意思確認制度の新設、当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の 60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

それでは新旧対照表の内容についてご説明申し上げます。まず目次の追加を行うものです。第 1 章から第 5 章までと附則でございます。

第 1 章の総則でございます。第 1 条、趣旨で改正後の法規定の追加を行うものです。

第 2 章、定年制度。第 3 条の定年で、定年年齢の改正を 60 年から 65 年とするものでございます。第 4 条、定年による退職の特例。特例任用、第 9 条になりますが、それとの関係を調整するなどの改正を規定するものでございます。

第 3 章、管理監督職勤務上限年齢制。これ以降が新設の条項でございます。第 6 条で管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職でございます。役職定年制となる職を管理職の手当を受ける職員とするものでございます。第 7 条で管理監督職勤務上限年齢で、年齢を 60 年とするものでございます。

第 8 条で他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準。管理監督職勤務上限年齢に

達している職員を降任する場合の基準を定めるものでございます。第1号で人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、適性を有すると認められる職に降任等をするものでございます。第2号で管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をするものでございます。第3号で他の職への降任等をする際の規定をするものでございます。

第9条で管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例でございまして、特例任用、降任すべき管理監督職を占める職員を、管理監督職のまま異動させる特例でございまして、それに関する規定でございますが、本町におきましては、運用上の想定はしないところでございます。第1項で異動期間の延長の方法、特例任用、職務の遂行上の特別の事情、職務の特殊性の事由。第2項で第1項の異動期間の再延長の方法、これは異動期間の末日から3年と規定するものでございます。第3項、特例任用、特定管理監督職群の事由、方法を規定するものです。第4項で、第3項の特例任用の異動期間の再延長の方法を規定するものでございます。

第10条で、異動期間の延長等に係る職員の同意、第9条による異動期間の延長等についての同意取得規定をするものでございます。第11条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置、異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするとする規定でございまして。

第4章、定年前再任用短時間勤務制。第12条で定年前再任用短時間勤務職員の任用で、年齢60年以上退職者の短時間勤務への採用方法を規定するものでございます。第13条、地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者の短時間勤務職員の採用方法、第12条を準用するものですが、本町につきましては、運用上の想定はしないところでございます。

第5章、雑則。第14条、雑則で規則への委任規定でございまして。制定附則に追加を行うところです。第3項で、定年引上げ期間中の定年を規定ということで表をつけております。期間と定年ということで、それぞれの期間中の定年を表すものでございます。第4項で職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供・意思確認を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条が施行期日です。令和5年4月1日で、附則第11条の規定、これは施行日前の情報提供・意思確認の対象年齢につきましては、公布の日とするものです。

第2条で勤務延長に関する経過措置で、改正前条例による勤務延長職員の勤務延長期限の延長などに関する経過措置を規定するものです。

第3条から第6条におきましては、定年退職者等の再任用に関する経過措置です。暫定再任用職員、定年引上げ期間中における改正前の再任用と同様の職に関する規定でございまして。

第3条の中身ですが、旧条例定年及び新条例定年に達している者の暫定再任用の採用方法、定年退職した職員等に準ずる者、任期の更新の方法を規定するものです。

第4条は、地方公共団体の組合の旧条例定年及び新条例定年に達している者の暫定再任用の採用方法、任期の更新の方法を規定するものです。こちらは本町につきましては、運用上の想定はしないところでございます。

第5条で、旧条例定年及び新条例定年に達している者の暫定再任用の短時間勤務の採用方法、定年退職した職員等に準ずる者、任期の更新の方法を規定するものです。

第6条は、地方公共団体の組合の旧条例定年及び新条例定年に達している者の暫定再任用の短時間勤務の採用方法、任期の更新の方法を規定するものです。こちらは本町につきましては、運用上の想定はしないところでございます。

第7条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢、それから第8条の令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢でございまして。改正後の定年前再任用短時間勤務職員が年齢60年以上退職者とされていることから、施行日前に採用された暫定再任用職員の

うち、対象職の旧法定年、年齢 60 年に達していない者について定年前再任用短時間勤務職員に昇任等を行うことができないことを定める法律の規定を受けて、旧法定年が定まっていない職につき、その職及び旧法定年に相当する年齢を規定するものでございます。

第 9 条は、令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員ということで、定年引上げ期間中における引上げ年度前後における暫定再任用に関する定年年齢の取扱いを定める法律の規定を受けて、引上げ前定年が定まっていない職につき、その職及び暫定再任用の対象となる者を規定するものでございます。

第 10 条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置です。定年前再任用短時間の経過措置、条例年齢、採用の方法の必要な経過措置を規定するものでございます。

第 11 条は、令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢でございます。施行日前の情報提供・意思確認の対象年齢を年齢 60 年と規定するものでございます。

第 12 条につきましては、多良木町職員の再任用に関する条例の廃止を行うものでございます。

次に議案第 33 号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明を申し上げます。

主な内容につきましては、定年延長に伴う一部改正でございます。1 点目が、当分の間、60 歳を超える職員の給料月額、60 歳前の 7 割水準に設定。こちらは国家公務員法等改正法第 2 条による改正後の一般職の職員の給与に関する法律附則第 8 項相当となるものでございます。

2 点目に、再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務職員制度への移行、暫定再任用制度の開始に伴う規定を行うものでございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 1 条、目的につきましては、略称規定を追加するものでございます。

第 3 条、給料表の第 2 項につきましては、60 歳を超える職員の職務分類は、規則で定める規定を追加するものでございます。第 5 項、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法に改正するものでございまして、規定の内容につきましては、改正前のこの項と第 3 条の 2 の規定を合わせたものでございます。第 3 条の 2 につきましては、第 3 条第 5 項の改正により削除するものでございます。

第 4 条、昇給及び昇格の基準につきましては、字句の整理を行っております。

第 8 条、管理職手当の第 3 項ですが、第 18 条に規定しておりました管理職への時間外勤務手当等に関する規定の適用除外を追加するものでございます。

第 11 条、通勤手当、それと第 13 条、時間外勤務手当につきましては、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える改正と、その他字句の整理を行っております。

第 18 条、時間外勤務手当等に関する規定の適用除外でございます。時間外勤務手当等の管理職・再任用職員への適用除外を、改正後の第 8 条第 3 項及び第 23 条の 2 で規定するために削除を行うものでございます。

第 19 条、期末手当、それから第 20 条、勤勉手当でございますが、再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える改正と、その他字句の整理を行っております。

第 23 条の 2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外でございます。定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の規定を追加するものでございます。内容につきましては、改正前の再任用職員と同様とするものでございます。

制定附則に追加を行うところです。第 2 項で当分の間、原則として 60 歳超職員の給料を給料表の額の 70% の額とする措置を規定するものです。

第 3 項で制定附則第 2 項の適用除外職員の規定でございます。こちらは任期付職員、そ

れから特例任用の職員を除外するものです。

第4項で管理監督職勤務上限年齢調整額の規定を行うものです。管理監督職勤務上限年齢60歳に達した職員が降任等となり、降任前の給料額の70%の額よりも給料額が少ない場合は当分の間、差額を支給する規定でございます。

第5項で管理監督職勤務上限年齢調整額を合わせた給料の額がその職員の級で給料表の最高月額を超えてしまう場合、管理監督職勤務上限年齢調整額の計算方法を変えて、給料表の最高月額と給料表の額の70%との額との差額を支給する読替え措置を行うものです。

第6項で管理監督職ではなかった職員が、管理監督職であった職員との均衡上必要と認められる場合の給料額を規則で定める調整を行う措置を規定するものです。

第7項で管理監督職ではなかった職員が、先ほどの制定附則第6項の場合以外でも均衡上必要と認められる場合の給料額を規則で定める調整を行う措置を規定するものです。

第8項で職員の意に反する降給、説明書の交付に関する読替え措置を規定するものです。

第9項につきましては、規則委任の規定でございます。別表第1を改正するもので、給料表の職員の区分中の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正しまして、定年前再任用短時間勤務職員の項の各級に基準給料月額の見出しを付ける改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条が施行期日で令和5年4月1日でございます。

第2条の経過措置で、60歳以後に給料70%とする規定を旧法勤務延長職員については適用除外をする規定でございます。

第3条第1項で暫定再任用職員の給料月額の適用規定でございます。基準給料月額のうち、暫定再任用職員の属する勤務の級に応じた額とするものでございます。

第2項で育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する給料月額の適用規定でございます。

第3項は暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の適用規定でございます。

第4項、それから第5項、第6項につきましては、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして新条例の規定を適用する読替え措置でございます。

第7項は暫定再任用職員には適用除外を規定するものでございまして、改正前の再任用職員と同様の内容でございます。

第8項は暫定再任用に関する規則への委任規定でございます。

第4条につきましては、その他の経過措置の規則への委任規定をするものでございます。

次に議案第34号、多良木町職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明を申し上げます。

主な内容につきましては、定年延長に伴う一部改正でございまして、1点目が、一般的な降給に関する規定の追加を行うものでございます。

2点目に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の場合や、職員が60歳以上となり給料月額が7割水準となる場合の降給に関する規定を加える改正を行うものでございます。

新旧対照表の内容をご説明申し上げます。第1条、目的でございますが、改正後の法規定、それから職員の意に反する降給の事由の追加を行うものでございます。

第2条が、降給の種類でございまして、こちらは新設でございます。降給の種類、職員が60歳以上となる場合の降給に関する規定の追加を行うものでございます。

第3条、降格の事由。こちらにも新設でございます。第1号が勤務成績不良による職務遂行困難、第2号が心身の故障、第3号が事実に基づく職務遂行の適格性欠如。

第4条が降号の事由。こちらにも新設でございます。内容は、勤務実績不可の状態が改善されない場合を規定するものです。第

5条、降任等の手続、第6条、休職、第8条、失職の例外につきましては、服務監督権者

を任命権者へ改正するものでございます。

制定附則に追加を行うものです。第 2 項で職員が 60 歳以上となり給料月額が 7 割水準となる場合、降給規定への読替え措置を行うものです。

第 3 項で職員が 60 歳以上となり給料月額が 7 割水準となる場合、処分に関する書面交付の適用を除外し、規則による通知とする措置を行うものでございます。

附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 35 号、多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

主な内容につきましては、定年延長に伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 3 条の報告事項で、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項を第 22 条の 4 第 1 項に改正するものでございます。

附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 36 号、多良木町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

定年延長に伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 3 条、減給の効果の中で、減給の規定の明確化を行うことと、減給処分されている職員が降給となり、減給額が降給後の給料等の 10 分の 1 を超える場合に減給額を減ずる規定を加える改正を行うものでございます。

附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 37 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

定年延長に伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 2 条、1 週間の勤務時間、それから第 3 条、週休日及び勤務時間の割振り、第 4 条、それから第 12 条、年次有給休暇の中の従来の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正を行うものです。第 18 条で非常勤職員の勤務時間、休暇等ですが、非常勤職員には、定年前再任用短時間勤務を含まない規定に改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第 1 項が施行期日で令和 5 年 4 月 1 日でございます。第 2 項が経過措置で、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する措置を行うものでございます。

次に、議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

定年延長に伴う一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 2 条、育児休業をすることができない職員の第 4 号、それから第 9 条、育児短時間勤務をすることができない職員の第 3 号の中で、異動期間を延長された管理監督職員を追加する改正を行うものでございます。第 17 条の部分休業をすることができない職員、それから第 18 条の部分休業の承認につきましては、従来の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正を行うものでございます。

附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 39 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

定年延長に伴います一部改正でございます。

新旧対照表の内容でございますが、第 2 条の職員の派遣の第 5 号で、派遣対象外の職員として、異動期間を延長された管理監督職員を追加する改正を行うものでございます。

附則といたしまして第 1 項が施行期日で、令和 5 年 4 月 1 日でございます。第 2 項が経過

措置でございます。第2条第2項第1号の任期を定めて任用される職員に暫定再任用職員は含まない規定を行うものです。第3項で定年条例改正前に勤務延長されている職員は、改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例の規定を適用する規定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第18 「議案第40号」 多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第18、議案第40号、多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第40号につきましてご説明申し上げます。議案の方をお開きいただきたいと思っております。

多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするというものでございまして、説明につきましては、説明資料を用いて説明をさせていただきます。そちらをお開きください。

今回の一部改正の内容でございますけれども、多良木町後期高齢者医療に関する条例第2条第8号中、広域連合条例附則第5条を広域連合条例附則第3条に改めるものでございます。この条例につきましては公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することにいたします。

その理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合におきまして、後期高齢者医療に関する条例の附則第3条と第4条におきまして、令和2年度における保険料の賦課額の特例というものが規定してございました。この規定が年度経過のため、この第3条と第4条を削除し、第5条以降を繰り上げるという条文の整備が行われまして、令和4年4月1日から施行されたものでございます。

これによりまして条ずれが発生いたしましたので、令和4年11月21日付けで広域連合から各市町村の条例で引用している部分につきまして改正をしてほしいという旨の依頼があったためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第41号」 多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第19、議案第41号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、議案第41号についてご説明をさせていただきます。多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては説明資料の方でさせていただきます。と思っております。

主な内容につきましては、国営川辺川土地改良事業が令和4年度で完了予定でございます。事業負担金等の徴収が開始されますが、当事業は平成元年の消費税導入により法人が行う事業として見なされ、区画整備及び農地造成した農地を受取った農家に消費税が課せられることとなっておりますが、現行の条例では事業に伴う消費税が徴収できないため、農家から消

費税を徴収するにあたり条例の一部改正が必要になったものでございます。

一部改正の内容といたしましては、まず一つ目に、第3条の負担金の額に、国営土地改良事業において、国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、国の消費税等相当額を加えるという内容を追加するものでございます。

二つ目に、第4条の負担金の徴収方法に項を追加いたします。国の消費税等相当額が含まれる場合は、県が定める支払の方法に準拠して町が徴収することを規定しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

日程第20 「議案第42号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第20、議案第42号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第5号）について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

令和4年度多良木町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,202万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億734万5,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正を行うところでございます。

内容につきましては、議案説明資料で行いますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容でございますが、台風14号によります災害復旧事業費の工事関係予算の追加、それからその他年度経過中の過不足の補正を行うところでございます。

第2表におきまして地方債の補正の変更を行うところです。起債の目的の2、過疎対策事業債で限度額の補正後を10億8,410万円、マイナスの7,000万円とするところです。主な内容につきましては、中学校校舎改築事業の国庫補助金の増による減額でございます。4の緊急防災・減災事業債ですが、限度額の補正後を790万円とするもので、マイナスの110万円でございます。これは事業実績による減額でございます。6の災害復旧事業債で、限度額の補正後を2億3,080万円とするもので、5,790万円の追加を行うものです。台風14号による災害復旧事業費の追加によるものです。

事項別明細書の主なものをご説明申し上げます。まず歳入ですが、款12、項1、目2、節1、農業用施設災害復旧費分担金で125万円です。令和4年災で農地災害復旧にかかる見込額を計上するものです。款14、項1、目3、節1、公共土木施設災害復旧費負担金で3,335万円です。令和4年災で、道路5か所、河川6か所の見込額を計上するものです。

款14、項2、目1、節1、総務費補助金で268万3,000円の減です。説明欄のとおり、マイナンバーカード関係補助金の増減を行うものです。

款14、項2、目2、節2、児童福祉費補助金で515万5,000円です。教育・保育給付交付金で、公定価格改定等に伴う追加を行うものでございます。

款14、項2、目3、節1、保健衛生費補助金173万6,000円です。災害等廃棄物処理事業費補助金で、台風14号分を追加するものでございます。

款14、項2、目6、節1、小中学校費補助金で7,393万円です。学校施設環境改善交付金事業で、中学校校舎改築事業分の追加を行うものでございます。

款15、項1、目1、節3、児童福祉費県負担金で257万7,000円。教育・保育給付費県負担金で、国庫補助金と同様に追加を行うものです。

款 15、項 2、目 1、節 6、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で 1,546 万円です。交付限度額の変更通知による追加を行うものです。

款 15、項 2、目 4、節 1、農業費県補助金で、多面的機能支払事業費県交付金で 657 万 5,000 円の減です。県の内示に伴う減額を行うものです。

款 15、項 2、目 7、災害復旧費県補助金で 8,700 万円です。各節、説明欄のとおり、工事請負費計上に伴う追加を行うものです。

款 15、項 3、目 1、節 3、選挙費委託金で 357 万 4,000 円です。熊本県議会議員選挙費委託金で、年度内見込額を追加するものでございます。

款 17、項 1、目 2、節 1、指定寄附金で、多良木町ふるさと応援寄附金で 1,230 万 3,000 円です。年度末までの見込額を追加するものです。多良木町企業版ふるさと納税寄附金で 30 万円です。株式会社平安閣冠婚葬祭互助会 1 件分を計上するものです。

款 19、項 1、目 1、節 1、繰越金で 1,071 万 8,000 円です。今回補正の一般財源として追加をするものです。

款 20、項 4、目 4、節 1、雑入で、たらぎ農林商工祭負担金で 300 万円の減です。中止による減額を行うものです。

款 21、項 1、目 6、消防債で 110 万円の減です。各節、説明欄のとおり、実績による減額を行うものです。

款 21、項 1、目 7、節 1、学校教育施設等整備事業債で 7,000 万円の減です。中学校校舎改築事業で、国庫補助金の増による減額でございます。

款 21、項 1、目 8、災害復旧債で 5,790 万円の増です。各節、説明欄のとおり、工事請負費計上に伴う追加を行うものです。

次に歳出でございますが、款 2、項 1、目 10、まちづくり推進事業費で 1,358 万 9,000 円の減です。各節、説明欄のとおり、農林商工祭の中止に伴う減額でございます。

款 2、項 1、目 14、基金費で節 24、積立金で 168 万 2,000 円です。多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立てで、歳入補正に伴う追加を行うものでございます。

款 2、項 1、目 20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で 284 万 8,000 円です。各節、説明欄のとおり、事業費内での組替と、備品購入費で電算室、図書室のエアコンを追加するものです。

款 2、項 3、目 1、戸籍住民基本台帳費で節 18、負担金補助及び交付金で 340 万 8,000 円の減です。負担金でございまして、地方公共団体情報システム機構で、負担金取扱方法の変更により減額を行うものでございます。

款 2、項 4、目 4、熊本県議会議員選挙費 357 万 4,000 円です。各節、説明欄のとおり、年度内執行経費を追加するものです。

款 3、項 1、目 4、障害者福祉費、節 22、償還金利子及び割引料で 594 万 1,000 円です。国県補助金等返納金で、令和 3 年度の国県負担金等でございます。

款 3、項 1、目 6、介護保険費、節 27、繰出金で 157 万 8,000 円です。介護保険特別会計繰出金で、年度末までの給付費見込みによる一般会計負担分でございます。

款 3、項 1、目 8、ふれあい交流センター管理費、節 10、需用費で 609 万 2,000 円です。光熱水費でございまして、年度末までの電気料の見込みによる追加を行うものでございます。

款 3、項 2、目 2、児童措置費、節 18、負担金補助及び交付金で 1,031 万 2,000 円です。負担金で、教育・保育給付費、黒肥地保育園です。公定価格改定に伴う追加を行うものです。

款 3、項 3、目 1、災害救助費、節 12、委託料で 284 万 8,000 円です。災害廃棄物処理委託料で、台風 14 号分の実績見込みによる追加でございます。

款 4、項 1、目 1、保健衛生総務費、節 19、扶助費で、子ども医療費扶助で 240 万 3,000 円です。年度末までの見込みによる追加を行うものです。

款 4、項 1、目 9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で節 22、償還金利子及び割引料で 150 万 2,000 円です。国県補助金等返納金で、令和 3 年度国庫負担金でございます。

款 6、項 1、目 13、多面的機能支払事業費で節 18、負担金補助及び交付金 876 万 6,000 円の減でございます。交付金でございますが、多面的機能支払交付金で、県の内示に伴う減額を行うものでございます。

款 11、項 1、目 1、農業用施設災害復旧費、節 14、工事請負費で 500 万円です。令和 4 年災農業用施設等災害復旧工事で農地の田で、1 か所でございます。

款 11、項 1、目 2、林業用施設災害復旧費、節 14、工事請負費で、令和 2 年災林業用施設災害復旧費で 181 万 8,000 円。林道槻木南線の附帯工事です。令和 4 年災林業用施設災害復旧工事で 1 億 3,000 万です。こちらは林道槻木北線、槻木南線でございます。

款 11、項 2、目 1、公共土木施設災害復旧費、節 14、工事請負費で 5,000 万円です。令和 4 年災公共土木災害復旧工事で、町道永原線 5 か所、岩河内川 3 か所、奥野川 1 か所、柿川 1 か所、赤松川 1 か所分でございます。

末尾の添付資料でまず給与費明細の方に、今回の給与改定に伴う増分の 173 万 5,000 円として記載をいたしております。あと地方債の調書を付けております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 21 「議案第 43 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 43 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 43 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

議案の方ですが、令和 4 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず第 1 条としまして歳入歳出の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 930 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条としまして地方債の補正でございますが、既定の地方債の変更は、第 2 表地方債補正によるところでございます。第 2 表の補正でございますが、地方債の補正でございますが、補正後の限度額を 2,200 万とするものでございます。

これ以降の議案の説明につきましては、議案説明資料の方で説明させていただきます。

今回の下水道事業特別会計の補正の主な内容としましては、歳入につきましては、決算見込みに伴います分担金及び使用料の減額、また下水道事業負担金の増額に伴う下水道事業債の増額を行うものです。歳出につきましては、球磨川上流流域下水道整備事業の事業費増加に伴います負担金の増額に伴うものでございます。

事項別明細書の主なものとしましては、歳入、款 2、項 1、目 1、下水道使用料、節 1、現年度分で 106 万 3,000 円を減額するものでございます。決算見込みに伴う減額でございます。

次に、款 7、項 1、目 1、下水道債、節 1、流域下水道事業債 400 万円の増でございます。球磨川上流流域下水道整備事業の事業費増加に伴いまして、構成町村が負担すべき負担金が増加したことに伴う起債の借入額の増額となっております。

次に歳出でございます。款 1、項 1、目 1、下水道整備費、節 18、負担金補助及び交付金で 441 万 8,000 円の増でございます。こちらは歳入の起債の方の増額でも申しましたが、球

磨川上流流域下水道整備事業の事業費増加に伴う本町の負担金の増となっております。

次に款 2、項 2、目 1、公共下水道維持管理費、節 10、需用費で 194 万 5,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、決算見込みに伴う減額となっております。備考欄記載のとおり、光熱水費、修繕料それぞれ増減をするものでございます。

最後に末尾に給与費明細書、それから起債に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 22 「議案第 44 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 22、議案第 44 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 44 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,272 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,272 万 5,000 円とするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明させていただきます。

それでは、主な内容でございますが、今回は、保険給付費及び地域支援事業費の年度末までの支出を見込み、不足分を追加しております。

また令和 3 年度事業及び過年度交付金等再確定により、国県補助金等返納金分を追加しております。

まず歳入でございます。款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 240 万円。款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金、節 1、現年度分 324 万円。款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 150 万円。款の 7、項の 1、目の 1、介護給付費繰入金、節の 1、現年度分でございます。150 万でございます。こちらは保険給付費増額補正に伴います追加を行っております。

次の目、節につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の分、節 1 は現年度分となっております。款の 3、項の 2、目の 3、地域支援事業交付金でございます。13 万円。款の 5、項の 2、目の 2、地域支援事業交付金 6 万 5,000 円。款の 7、項の 1、目の 4、地域支援事業繰入金 6 万 5,000 円。こちらにつきましては、地域支援事業費増額補正に伴います追加でございます。

次に款の 8、項の 1、目の 1、繰越金、節 1、繰越金 381 万 5,000 円。補正予算の財源として追加しております。補正後の予算化可能額は 1 億 388 万 7,000 円となっております。

次に歳出でございます。款の 1、項の 2、目の 1、賦課徴収費、節 18、負担金補助及び交付金、過誤納金返還金 1 万 3,000 円。こちらは介護保険適用除外者への返還金でございます。9 月議会におきまして、第 2 号補正予算計上分でございますが、過誤納還付金から過誤納返還金の一部組替えを行っております。

款の 2、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金 1,126 万 3,000 円。介護サービス給付費の年度末給付実績を見込み、不足分を追加しております。

款の 2、項の 2、目の 1、介護予防サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、負担金 73 万 9,000 円。介護予防住宅改修費の年度末実績を見込み、不足分を追加しております。

款の 3、項の 3、目の 2、任意事業費、節 19、扶助費、成年後見制度利用支援事業 33 万 8,000 円。こちらは申請件数の増による追加をしております。当初 1 件を見込んでおりましたが、追加 3 件ありましたので、その分を増額しております。

款の 5、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料還付金、節 22、償還金利子及び割引料、過誤納還付金 9 万 1,000 円。内訳としまして、介護保険適用除外者への返還金組替え分としまして 1 万 2,000 円の減、過年度減額更正による不足分 10 万 3,000 円を増としております。

款の 5、項の 1、目の 2、償還金、節 22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金 28 万 4,000 円。こちらは令和 3 年度事業実績額確定による精算分及び過年度交付金等再確定による精算分を追加しております。内訳としまして、令和 3 年度事業分 25 万 4,000 円、過年度事業分 3 万円でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、日程第 5、議案第 27 号から日程第 22、議案第 44 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、12 月 12 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午前 11 時 57 分散会)